

源泉徴収簿及び年調計算表を使用した年末調整の手順

※ 国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載している「年末調整計算シート」(Excel) をご利用いただくと、年末調整の計算を効率的に行うことができます。

1 扶養控除等(異動)申告書から源泉徴収簿への記入及び源泉徴収簿の「給料・手当等」欄、「賞与等」欄から年調計算表への記入

令和6年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所報者(給与支払者)の名称(氏名)	〇〇〇〇株式会社	あなたの氏名	山川 太郎	あなたの住所又は居所	〇〇市××町23-7
あなたの氏名	山川 太郎	あなたの住所又は居所	〇〇市××町23-7	あなたの生年月日	56年1月1日
あなたの住所又は居所	〇〇市××町23-7	あなたの生年月日	56年1月1日	あなたの所得の総額	本人所得 〇〇〇〇円

区分等	氏名	あなたの続柄	生年月日	年齢	所得の総額	控除額	異動月日及び事由
源泉控除対象扶養親族(注1)	山川 明子	子	56年10月5日	9歳	400,000円	0円	〇〇市××町23-7
控除対象家族(注2)	山川 一郎	子	56年2月4日	15歳	600,000円	0円	1234Kokusai Street, USA
	山川 二郎	子	56年5月17日	20歳	0円	0円	〇〇市××町23-7
	山川 隆雄	父	56年5月8日	21歳	300,000円	0円	〇〇市××町23-7
	山川 隆雄	父	56年5月8日	21歳	0円	0円	〇〇市××町23-7
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	山川 隆雄	本人	56年5月8日	21歳	0円	0円	〇〇市××町23-7

氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける前の所得者	異動月日及び事由
山川 太郎	本人	56年7月5日	〇〇市××町23-7	本人	〇

扶
 扶養親族とは、あなたが給与を支払うことになった日(異動月日)において、あなたが扶養親族に該当するかどうかを判断するための基準となる日です。この日における年齢が16歳未満の子供、16歳以上23歳未満の学生、障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する場合は、扶養親族として認められます。また、あなたが扶養親族に該当する場合は、あなたが扶養親族に該当するかどうかを判断するための基準となる日です。この日における年齢が16歳未満の子供、16歳以上23歳未満の学生、障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する場合は、扶養親族として認められます。

(扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表)

人数	控除額	人数	控除額
1人	380,000円	5人	1,900,000円
2人	760,000円	6人	2,280,000円
3人	1,140,000円	7人	2,660,000円
4人	1,520,000円	8人以上	2,660,000円

控除の種類	人数	控除額
イ 同居特別障害者に当たる人がいる場合	1人につき	750,000円
ロ 同居特別障害者以外の特別障害者に当たる(人がいる)場合	1人につき	400,000円
ハ 一般の障害者、寡婦又は勤労学生に当たる(人がいる)場合	左の一に該当するときは、各	270,000円
ニ 所得者本人がひとり親に当たる場合	1人につき	350,000円
ホ 同居老親等に当たる人がいる場合	1人につき	200,000円
ヘ 特定扶養親族に当たる人がいる場合	1人につき	250,000円
ト 同居老親等以外の老人扶養親族に当たる人がいる場合	1人につき	100,000円

令和6年分 給与所得に対する源泉徴収簿

区分	年月日	支給額	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等以外の控除額	算出税額	年末調整差引不足税額	前年の年末調整に基づき繰上りした税額	繰上り不足税額
1	1:19	590,000円	90,712円	499,288円	5人	8,420円	0円	8,420円	0円
2	2:20	590,000円	90,712円	499,288円	5人	8,420円	0円	8,420円	0円
3	3:20	590,000円	90,712円	499,288円	5人	8,420円	0円	8,420円	0円
4	4:19	600,000円	92,454円	507,546円	5人	9,160円	0円	9,160円	0円
5	5:20	600,000円	92,454円	507,546円	5人	9,160円	0円	9,160円	0円
6	6:20	600,000円	92,454円	507,546円	5人	9,160円	0円	9,160円	0円
7	7:19	600,000円	92,454円	507,546円	5人	9,160円	0円	9,160円	0円
8	8:20	600,000円	92,454円	507,546円	5人	9,160円	0円	9,160円	0円
9	9:20	600,000円	92,454円	507,546円	5人	9,160円	0円	9,160円	0円
10	10:21	600,000円	92,454円	507,546円	5人	9,160円	0円	9,160円	0円
11	11:20	600,000円	92,454円	507,546円	5人	9,160円	0円	9,160円	0円
12	12:20	600,000円	92,454円	507,546円	5人	9,160円	0円	9,160円	0円
計	6:10	7,170,000円	811,042円	6,067,778円	5人	50,700円	0円	50,700円	0円

1,140,000円 + 270,000円 + 200,000円 + 250,000円 = 1,860,000円

扶養親族(非居住者を除く)の人数3人

2 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書から年調計算表への記入

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 <input type="checkbox"/>	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) ヤマカワ タロウ	記載のしかたはこちら
税務署長 <input type="checkbox"/>	給与の支払者の法人番号 1121213341415161617	あなたの氏名 山川 太郎	QRコード
税務署長 <input type="checkbox"/>	給与の支払者の所在地(住所) 〇〇市△△町3-3	あなたの住所又は居所 〇〇市××町23-7	

～記載に当たっての注意～

- ①「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
 - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が、805万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の欄に記載してください。
 - 上記①以外である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」を記載する必要はありません)。
- ②「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 (同一生計配偶者に係る申告) ◆

- ①「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- ②「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当する場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができます。
- ③「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①又は②に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。ただし、その配偶者が同居居住者である場合を除きます。

配偶者の氏名等 (フリガナ) 配偶者の氏名 ヤマカワ アキコ	配偶者の生年月日 昭和56年10月5日
配偶者の住所又は居所 山形県 〇〇市 〇〇町 〇〇番 〇〇号	同居居住者である配偶者の住所又は居所 〇〇市 〇〇町 〇〇番 〇〇号

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

◆ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算	
所得の種類	収入金額
(1) 給与所得	8,970,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	6,973,000 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額	6,973,000 円

◆ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

◆ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算	
所得の種類	収入金額
(1) 給与所得	950,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	400,000 円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額	400,000 円

48万円以下かつ年齢70歳以上 (昭和30.1.1以前生)	<input type="checkbox"/>
48万円以下かつ年齢70歳未満 (老人控除対象配偶者に該当)	<input checked="" type="checkbox"/>
48万円超95万円以下	<input type="checkbox"/>
95万円超133万円以下	<input type="checkbox"/>

○ 控除額の計算

900万円以下	48万円以下	定額減税対象額
900万円超 950万円以下 (A)	48万円以下	48万円
950万円超 1,000万円以下 (B)	48万円以下	48万円
1,000万円超 1,805万円以下 (C)	48万円以下	48万円
1,805万円超 2,400万円以下	48万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	48万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	48万円以下	32万円
2,500万円超 2,500万円以下	48万円以下	16万円

○ 控除額の計算

◆ 控除額の計算	
区分Ⅰ	区分Ⅱ
A 48万円	38万円
B 32万円	26万円
C 16万円	13万円

配偶者控除の額	380,000 円
配偶者特別控除の額	0 円
配偶者定額減税対象	<input checked="" type="checkbox"/>

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

- あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。
- ① 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「特別障害者」欄にその該当者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません)。
- ② 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	特別障害者に該当する事実 (★欄「3-2」を参照)
同一生計配偶者又は扶養親族の等 (右の★欄及び★欄を記載)	同一生計配偶者又は扶養親族の等 (フリガナ) ヤマカワ ジロウ
扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)	扶養親族が特別障害者 (フリガナ) 山川 二郎

甲種乙種	所 属 経理課	職 名 経理係長	住 所 〇〇市××町23-7	氏 名 (フリガナ) ヤマカワ タロウ	整理番号 8		
区分	月 給	社会保険料等の控除額	社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	差 引	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
1	1:19	590,000 円	90,712 円	499,288 円	5 人	8,420 円	8,420 円
2	2:20	590,000 円	90,712 円	499,288 円	5 人	8,420 円	8,420 円
3	3:20	590,000 円	90,712 円	499,288 円	5 人	8,420 円	8,420 円
4	4:19	600,000 円	92,454 円	507,546 円	5 人	9,160 円	9,160 円
5	5:20	600,000 円	92,454 円	507,546 円	5 人	9,160 円	9,160 円
6	6:20	600,000 円	92,454 円	507,546 円	5 人	9,160 円	0 円
7	7:19	600,000 円	92,454 円	507,546 円	5 人	9,160 円	0 円
8	8:20	600,000 円	92,454 円	507,546 円	5 人	9,160 円	0 円
9	9:20	600,000 円	92,454 円	507,546 円	5 人	9,160 円	0 円
10	10:21	600,000 円	92,454 円	507,546 円	5 人	9,160 円	0 円
11	11:20	600,000 円	92,454 円	507,546 円	5 人	9,160 円	0 円
12	12:20	600,000 円	92,454 円	507,546 円	5 人	9,160 円	7,120 円
計	①	7,170,000 円	② 1,104,222 円	6,065,778 円	③	50,700 円	
6:6	6:10	900,000 円	140,940 円	759,060 円	5 人	93,000 円	0 円
12:12	12:25	900,000 円	140,940 円	759,060 円	5 人	50,700 円	50,700 円
計	④	1,800,000 円	⑤ 281,880 円	1,518,120 円	⑥	0 円	50,700 円

区 分 金 額	7,170,000 円	50,700 円
給 付 手 当 等	1,800,000 円	0 円
計	8,970,000 円	50,700 円
給付所得控除後の給与等の金額	7,020,000 円	0 円
所得金額調整控除額	47,000 円	0 円
給与所得控除後の金額	6,973,000 円	400,000 円
給与等からの控除分(控除)	1,386,102 円	14,800 円
社会保険料控除	0 円	0 円
生命保険料控除	120,000 円	0 円
地震保険料控除	50,000 円	0 円
配偶者(特別)控除	380,000 円	0 円
扶養親族及び障害者等の控除の合計額	1,860,000 円	0 円
基礎控除	480,000 円	150,000 円
所得控除の合計額	4,276,102 円	150,000 円
所得金額調整控除額	47,000 円	0 円
控除後の金額	2,696,898 円	172,100 円
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	126,500 円	0 円
年調所得税額(※-①、マイナスの場合は0)	45,600 円	0 円
年調減税額(※-2)	150,000 円	0 円
控除外額(※-3)	1104,400 円	0 円
年調年税額(※-3) × 102.1%	0 円	0 円
差引(超過)又は不足額(※-④)	50,700 円	50,700 円
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	0 円	0 円
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	0 円	0 円
差引徴収する金額(※-⑤)	50,700 円	50,700 円
本年最後の給与から徴収する金額	0 円	0 円
翌年に繰り越して徴収する金額	0 円	0 円

○ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

3 保険料控除申告書から年調計算表への記入

令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) ○○○○ 株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ
 給与の支払者の法人番号 111212131314141515161617 あなたの氏名 山川 太郎
 給与の支払者の所在地(住所) □□市△△町3-3 あなたの住所又は居所 ○○市××町23-7

●●生命 養老 10年 山川太郎 山川明子 25,000 円
 ××生命 養老 10年 山川太郎 山川明子 80,000 円
 ●●生命 介護 10年 山川太郎 山川明子 80,000 円
 ○○年金 30年 山川太郎 山川太郎 90,000 円
 ××生命 30年 山川太郎 30,000 円

地震保険料 42,000 円
 火災保険料 14,800 円
 合計(控除額) 57,800 円

社会保険料控除 合計(控除額) 0 円

小規模企業共済等掛金控除 合計(控除額) 0 円

合計(控除額) 57,800 円

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

令和6年分 給与所得に対する源泉徴収簿

所属 経理課 職名 経理係長 住所 ○○市××町23-7 氏名 山川 太郎 整理番号 8

区分	年月日	支給総金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による不足税額	差引徴収税額
1	1:19	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
2	2:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
3	3:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420
4	4:19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
5	5:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160
6	6:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
7	7:19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
8	8:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
9	9:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
10	10:21	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
11	11:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		0
12	12:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		7,120
計		① 7,170,000	② 1,104,222	6,065,778		③ 50,700		
賞与	6:6	900,000	140,940	759,060	5	93,000		0
	12:25	900,000	140,940	759,060	5		▲50,700	▲50,700
計		④ 1,800,000	⑤ 281,880	1,518,120		⑥ 0		▲50,700

※ 令和6年分年調計算表

区 分 金額 税額

給与・手当等 ① 7,170,000 ② 50,700

賞与等 ③ 1,800,000 ④ 0

計 ⑤ 8,970,000 ⑥ 50,700

給与所得控除後の給与等の金額 ⑦ 7,020,000

所得金額調整控除額 (1) 4,500,000 × 30%、マイナスの場合(2) 4,730,000

給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) ⑧ 6,970,000

給与等からの控除分(②+③) ⑨ 1,386,102

社会保険料等申告による社会保険料の控除分 ⑩ 14,800

社会保険料等申告による小規模企業共済等掛金の控除分 ⑪ 0

生命保険料の控除額 ⑫ 120,000

地震保険料の控除額 ⑬ 50,000

配偶者(特別)控除額 ⑭ 380,000

扶養親族及び障害者等の控除額の合計額 ⑮ 1,860,000

基礎控除額 ⑯ 480,000

所得控除額の合計額 ⑰ 4,276,102

住民税額(所得割) ⑱ 2,696,000

(特定増徴等)住宅購入金等特別控除額 ⑲ 126,500

年調所得税額(⑰-⑱、マイナスの場合は0) ⑳ 45,600

年調減税額 ㉑ 150,000

年調減税後の年調所得税額(㉑-⑲、マイナスの場合(㉒) 0

控除外額(㉑-㉒)がマイナスの場合に記載 ㉓ 104,400

年調率税額(㉑-㉓) × 102.1% ㉔ 0

差引(▲)過納又は不足額(㉑-㉔) ㉕ 50,700

超過税額 ㉖ 0

超過税額の計算 ㉗ 0

超過税額の結算 ㉘ 50,700

同上的うち、翌年において還付する金額 ㉙ 50,700

不足税額の結算 ㉚ 0

翌年に繰り越して徴収する金額 ㉛ 0

4 給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）の計算と年調計算表の記入

(給与所得控除後の金額の算出表)

所属	支給年月日	支給総額	社会保険料等の控除額	社会保険料等の給与等の金額	扶養親等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
1	1:19	590,000	90,712	499,288	5	8,420	8,420	0
2	2:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420	8,420	0
3	3:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420	8,420	0
4	4:19	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	0
5	5:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	0
6	6:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	0
7	7:19	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	0
8	8:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	0
9	9:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	0
10	10:21	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	0
11	11:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	0
12	12:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	7,120	2,040
計		7,170,000	1,104,222	6,065,778		50,700		
6:6	10	900,000	140,940	759,060	5	9,160	93,000	0
12:12	25	900,000	140,940	759,060	5	9,160	50,700	0
計		1,800,000	281,880	1,518,120		0	450,700	

区分	区別	給料・手当等	賞与等	計	給与所得控除後の給与等の金額	給与所得調整控除額	給与所得控除後の給与等の金額
1	1	7,170,000	0	7,170,000	7,020,000	4,000	7,024,000
2	2	1,800,000	0	1,800,000	1,700,000	100,000	1,800,000
3	3	8,970,000	0	8,970,000	6,973,000	2,000	6,975,000
4	4	0	0	0	0	0	0
5	5	0	0	0	0	0	0
6	6	0	0	0	0	0	0
7	7	0	0	0	0	0	0
8	8	0	0	0	0	0	0
9	9	0	0	0	0	0	0
10	10	0	0	0	0	0	0
11	11	0	0	0	0	0	0
12	12	0	0	0	0	0	0
計		7,170,000	0	7,170,000	7,020,000	4,000	7,024,000

区分	区別	給料・手当等	賞与等	計	給与所得控除後の給与等の金額	給与所得調整控除額	給与所得控除後の給与等の金額
1	1	7,170,000	0	7,170,000	7,020,000	4,000	7,024,000
2	2	1,800,000	0	1,800,000	1,700,000	100,000	1,800,000
3	3	8,970,000	0	8,970,000	6,973,000	2,000	6,975,000
4	4	0	0	0	0	0	0
5	5	0	0	0	0	0	0
6	6	0	0	0	0	0	0
7	7	0	0	0	0	0	0
8	8	0	0	0	0	0	0
9	9	0	0	0	0	0	0
10	10	0	0	0	0	0	0
11	11	0	0	0	0	0	0
12	12	0	0	0	0	0	0
計		7,170,000	0	7,170,000	7,020,000	4,000	7,024,000

5 算出所得税額の計算と年調計算表の記入

所属	支給年月日	支給総額	社会保険料等の控除額	社会保険料等の給与等の金額	扶養親等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
1	1:19	590,000	90,712	499,288	5	8,420	8,420	0
2	2:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420	8,420	0
3	3:20	590,000	90,712	499,288	5	8,420	8,420	0
4	4:19	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	0
5	5:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	0
6	6:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	0
7	7:19	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	0
8	8:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	0
9	9:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	0
10	10:21	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	0
11	11:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	9,160	0
12	12:20	600,000	92,454	507,546	5	9,160	7,120	2,040
計		7,170,000	1,104,222	6,065,778		50,700		
6:6	10	900,000	140,940	759,060	5	9,160	93,000	0
12:12	25	900,000	140,940	759,060	5	9,160	50,700	0
計		1,800,000	281,880	1,518,120		0	450,700	

区分	区別	給料・手当等	賞与等	計	給与所得控除後の給与等の金額	給与所得調整控除額	給与所得控除後の給与等の金額
1	1	7,170,000	0	7,170,000	7,020,000	4,000	7,024,000
2	2	1,800,000	0	1,800,000	1,700,000	100,000	1,800,000
3	3	8,970,000	0	8,970,000	6,973,000	2,000	6,975,000
4	4	0	0	0	0	0	0
5	5	0	0	0	0	0	0
6	6	0	0	0	0	0	0
7	7	0	0	0	0	0	0
8	8	0	0	0	0	0	0
9	9	0	0	0	0	0	0
10	10	0	0	0	0	0	0
11	11	0	0	0	0	0	0
12	12	0	0	0	0	0	0
計		7,170,000	0	7,170,000	7,020,000	4,000	7,024,000

区分	区別	給料・手当等	賞与等	計	給与所得控除後の給与等の金額	給与所得調整控除額	給与所得控除後の給与等の金額
1	1	7,170,000	0	7,170,000	7,020,000	4,000	7,024,000
2	2	1,800,000	0	1,800,000	1,700,000	100,000	1,800,000
3	3	8,970,000	0	8,970,000	6,973,000	2,000	6,975,000
4	4	0	0	0	0	0	0
5	5	0	0	0	0	0	0
6	6	0	0	0	0	0	0
7	7	0	0	0	0	0	0
8	8	0	0	0	0	0	0
9	9	0	0	0	0	0	0
10	10	0	0	0	0	0	0
11	11	0	0	0	0	0	0
12	12	0	0	0	0	0	0
計		7,170,000	0	7,170,000	7,020,000	4,000	7,024,000

(令和6年分の年末調整のための算出所得税額の速算表)

(2,696,000円×10%−97,500円)

課税給与所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) − (C)
1,950,000円以下	5%	—	(A) × 5%
1,950,000円超 3,300,000円 ♪	10%	97,500円	(A) × 10% − 97,500円
3,300,000円 ♪ 6,950,000円 ♪	20%	427,500円	(A) × 20% − 427,500円
6,950,000円 ♪ 9,000,000円 ♪	23%	636,000円	(A) × 23% − 636,000円
9,000,000円 ♪ 18,000,000円 ♪	33%	1,536,000円	(A) × 33% − 1,536,000円
18,000,000円 ♪ 18,050,000円 ♪	40%	2,796,000円	(A) × 40% − 2,796,000円

過不足額の精算の設例

(設例) 本年最後に支払う給与についての税額計算をした上で年末調整を行う場合
(配偶者に所得がなく、配偶者控除の適用を受ける場合)

1	年間給与総額（他の所得なし）	4,390,000円
2	同上の給与に対する徴収税額	25,173円
3	控除した社会保険料等（給与控除分）	641,525円
4	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	50,200円
	支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	56,000円
5	支払った損害保険料のうち地震保険料分	45,000円
6	一般の控除対象配偶者（居住者、所得金額なし）	あり
7	一般の控除対象扶養親族（居住者）	1人
8	年調減税額	90,000円

甲種 乙種		所 属		職 名		住 所		氏 名		整 理 号	
		経 理 部		事 務 職 員		〇〇市XXX町3-3-5		鈴木 一郎		21	
		区 分		月 日		支 給 金 額		徴 収 税 額		差 引 税 額	
		1		1/19		300,000円		43,665円		3,510円	
		2		2/20		300,000円		43,665円		3,510円	
		3		3/19		300,000円		43,665円		3,510円	
		4		4/19		310,000円		44,310円		3,840円	
		5		5/20		310,000円		44,310円		3,840円	
		6		6/20		310,000円		44,310円		3,840円	
		7		7/19		310,000円		44,310円		3,840円	
		8		8/20		310,000円		44,310円		3,840円	
		9		9/20		310,000円		44,310円		3,840円	
		10		10/21		310,000円		47,140円		3,730円	
		11		11/20		310,000円		47,140円		3,730円	
		12		12/20		310,000円		47,140円		3,730円	
		計		①		3,690,000円		② 538,275円		③ 18,210円	
		賞 与		6/6		300,000円		44,250円		5,222円	
		等		12/12		400,000円		59,000円		6,963円	
		計		④		700,000円		⑤ 103,250円		⑥ 6,963円	

給 料		手 当		賞 与		計	
給料	3,690,000	手当	700,000	賞与	700,000	計	4,390,000
給与所得控除後の給与等の金額	3,070,400	所得金額調整控除額	0	給与所得控除後の給与等の金額	3,070,400	所得金額調整控除額	0
給与所得控除後の給与等の金額	3,070,400	所得金額調整控除額	0	給与所得控除後の給与等の金額	3,070,400	所得金額調整控除額	0
給与等からの控除分	641,525	社会保険料等	0	給与等からの控除分	641,525	社会保険料等	0
社会保険料等	0	社会保険料等	0	社会保険料等	0	社会保険料等	0
生命保険料の控除額	71,550	生命保険料の控除額	0	生命保険料の控除額	71,550	生命保険料の控除額	0
地震保険料の控除額	45,000	地震保険料の控除額	0	地震保険料の控除額	45,000	地震保険料の控除額	0
配偶者（特別）控除額	380,000	配偶者（特別）控除額	0	配偶者（特別）控除額	380,000	配偶者（特別）控除額	0
扶養控除等	380,000	扶養控除等	0	扶養控除等	380,000	扶養控除等	0
基礎控除額	480,000	基礎控除額	0	基礎控除額	480,000	基礎控除額	0
所得控除額の合計額	1,998,075	所得控除額の合計額	0	所得控除額の合計額	1,998,075	所得控除額の合計額	0
差引課税所得金額	1,072,000	差引課税所得金額	0	差引課税所得金額	1,072,000	差引課税所得金額	0
年調所得税額	53,600	年調所得税額	0	年調所得税額	53,600	年調所得税額	0
年調減税額	90,000	年調減税額	0	年調減税額	90,000	年調減税額	0
控除外額	36,400	控除外額	0	控除外額	36,400	控除外額	0
年調年税額	25,173	年調年税額	0	年調年税額	25,173	年調年税額	0
差引（超過）又は不足額	6,963	差引（超過）又は不足額	0	差引（超過）又は不足額	6,963	差引（超過）又は不足額	0
超過額	18,210	超過額	0	超過額	18,210	超過額	0
不足額	0	不足額	0	不足額	0	不足額	0

(設例の説明)

- この設例は、本年最後に支払う給与に対する税額計算をした上で年末調整を行ったものです。
- 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額 4,390,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」によって求めると 3,070,400円になります。
(注) この設例の場合、本年分の給与の総額が 850万円以下であるため、所得金額調整控除の適用はありません。
- 社会保険料等の 641,525円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料等であり、その全額が控除されます。

- 4 生命保険料の控除額は、本年中に支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分 50,200円 に対する控除額 37,550円 ($50,200円 \times \frac{1}{4} + 25,000円$) と本年中に支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分 56,000円 に対する控除額 34,000円 ($56,000円 \times \frac{1}{4} + 20,000円$) との合計額の 71,550円となります。
- 5 地震保険料の控除額は、本年中に支払った損害保険料のうち地震保険料控除の対象となるものが地震保険料分 45,000円のみであり、その合計額が 50,000円以下のため、45,000円となります。
- 6 「配偶者（特別）控除額⑰」欄の金額は、配偶者控除等（兼定額減税）申告書で計算します。所得者の合計所得金額が 900万円以下（本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後） 3,070,400円が、本人の合計所得金額となります。）（区分Ⅰ：A）で、配偶者の合計所得金額が 48万円以下（区分Ⅱ：②）ですので、配偶者控除等（兼定額減税）申告書の「控除額の計算」欄の表の区分Ⅰの「A」及び区分Ⅱの「②」が交わる欄の金額 380,000円が配偶者控除額となります。
- 7 「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄の金額は、「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」の「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の「1人」欄の金額 380,000円です。
- 8 「基礎控除額⑲」欄の金額は、基礎控除申告書で計算します。所得者の合計所得金額が 2,400万円以下ですので、480,000円が基礎控除額となります。
- 9 所得控除額の合計額 1,998,075円は、次により計算します。

社会保険料等の控除額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	配偶者控除額	扶養控除額等	基礎控除額	
641,525円	+ 71,550円	+ 45,000円	+ 380,000円	+ 380,000円	+ 480,000円	= 1,998,075円

- 10 差引課税給与所得金額 1,072,000円は、次により計算します。

給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）	所得控除額の合計額	差引課税給与所得金額
3,070,400円	- 1,998,075円	= 1,072,325円 → 1,072,000円（1,000円未満の端数切捨て）

- 11 差引課税給与所得金額 1,072,000円に対する算出所得税額を「令和 6 年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」によって求めると、53,600円となります。

課税給与所得金額	税率	算出所得税額
1,072,000円	× 5%	= 53,600円

- 12 この設例の場合、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用がありませんので、上記「11」で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。

- 13 年調減税額は、本人分 30,000円に居住者である同一生計配偶者（一般の控除対象配偶者）及び扶養親族 1人（一般の控除対象扶養親族 1人）の計 2人分 60,000円を加算した 90,000円となります。

- 14 年調所得税額から年調減税額を控除しますが、この設例の場合、年調所得税額よりも年調減税額の方が大きいので、年調減税額控除後の年調所得税額及び年調年税額は 0円となります。

年調所得税額	年調減税額	控除外額	年調減税額控除後の年調所得税額及び年調年税額
53,600円	- 90,000円	= ▲36,400円	→ 0円

(注) 給与所得の源泉徴収票の「(摘要)」欄には、「源泉徴収時所得税減税控除済額 53,600円、控除外額 36,400円」と記載することになります。

- 15 年調年税額 0円と 1月から 12月までに徴収された税額（12月支給の給与については税額計算のみ）の合計額 25,173円とを比較すると、徴収された税額の合計額の方が 25,173円多いため超過額 25,173円が生じます。

- 16 この超過額 25,173円は本年最後に支給する給与から徴収すべき税額 6,963円に充当しますが、徴収すべき税額を超える金額 18,210円 (25,173円 - 6,963円) は本人に還付することになります。

電子計算機等による年末調整

電子計算機等を使用して年末調整を行う場合であっても、その計算方法などは、通常の年末調整と変わりはありません。しかし、「給与所得控除後の金額の算出表」をそのまま電子計算機等に組み込むことは手数を要しますから、この表を一定の計算式により組み込むなど次のような方法により行うことが便利です。

※ 国税庁ホームページの「[年末調整がよくわかるページ](#)」に掲載している「[年末調整計算シート](#)」(Excel)をご利用いただくと、下記の計算を効率的に行うことができます。

1 給与所得控除後の給与等の金額の計算

「給与所得控除後の金額の算出表」の「給与等の金額」の欄は、給与の総額が161万9,000円以上660万円未満のものについては、1,000円、2,000円又は4,000円刻みで作成され、それぞれの刻み（各階級）の最低金額を基にして給与所得控除後の給与等の金額が計算されています。そこで、まず、次により本年中の給与の総額を「給与所得控除後の金額の算出表」の各階級の最低金額（以下「年調給与額」といいます。）に置き換え、その上で給与所得控除後の給与等の金額を計算することになります。

(1) 年調給与額の算出

本年中の給与の総額の区分に応じ、それぞれ次の表に掲げるところにより「年調給与額」を求めます。

給与の総額の区分	階 差	同一階差の 最小値	年 調 給 与 額 の 求 め 方
1,618,999円まで			給与の総額をそのまま年調給与額とします。
1,619,000円から 1,619,999円まで	1,000円	1,619,000円	次の算式により計算した金額を年調給与額とします。
1,620,000円から 1,623,999円まで	2,000円	1,620,000円	① $\frac{\text{給与の総額} - \text{同一階差の最小値}}{\text{階 差}} = \text{商} \cdots \text{余り}$ (この商の値は、自然数又は0とします。)
1,624,000円から 6,599,999円まで	4,000円	1,624,000円	② 給与の総額 - ①の余り = 年調給与額
6,600,000円から			給与の総額をそのまま年調給与額とします。

〔計算例〕

◎ 本年分の給与の総額が、5,310,000円の場合

① $\frac{5,310,000\text{円} - 1,624,000\text{円}}{4,000\text{円}} = 921 \cdots \cdots \text{余り } 2,000\text{円}$

② $5,310,000\text{円} - 2,000\text{円} = 5,308,000\text{円} \cdots \cdots \text{年調給与額}$

(2) 給与所得控除後の給与等の金額の計算

給与所得控除後の給与等の金額は、(1)により求めた年調給与額を基にして、次の表により計算します。

年 調 給 与 額 (A) の 区 分	給 与 所 得 控 除 後 の 給 与 等 の 金 額 の 計 算 式
1円から 550,999円まで	0円
551,000 〃 1,618,999 〃	A - 550,000円
1,619,000 〃 1,619,999 〃	A × 60% + 97,600円
1,620,000 〃 1,621,999 〃	A × 60% + 98,000円
1,622,000 〃 1,623,999 〃	A × 60% + 98,800円
1,624,000 〃 1,627,999 〃	A × 60% + 99,600円
1,628,000 〃 1,799,999 〃	A × 60% + 100,000円
1,800,000 〃 3,599,999 〃	A × 70% - 80,000円
3,600,000 〃 6,599,999 〃	A × 80% - 440,000円
6,600,000 〃 8,499,999 〃	A × 90% - 1,100,000円
8,500,000 〃 20,000,000 〃	A - 1,950,000円

(注) 1 Aは年調給与額を表します。

2 年調給与額が660万円以上のものについて、上記の算式により計算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を給与所得控除後の給与等の金額とします。

3 給与の総額が2,000万円を超える場合には年末調整を行いませんので、この表は年調給与額が2,000万円以下の場合だけについて作成してあります。

4 所得金額調整控除の適用を受ける人については、上記の表により計算した給与所得控除後の給与等の金額から所得金額調整控除額を控除して給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）を求めます。

なお、所得金額調整控除の適用を受けない人については、「給与所得控除後の給与等の金額」が「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）」となります。

2 所得控除額と課税給与所得金額の計算

(1) 所得控除額の計算

給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）から控除する所得控除額の計算は、次に掲げる控除額を加算する方法により行います。

1	扶養控除額の計算	扶 養 控 除 額	380,000円×一般の控除対象扶養親族の数+630,000円×特定扶養親族の数+480,000円×同居老親等以外の老人扶養親族の数+580,000円×同居老親等の数
2	基礎控除額及び配偶者（特別）控除額の計算	基 礎 控 除 額（注）	最高480,000円
		配 偶 者 控 除 額（注）	一般の控除対象配偶者は最高380,000円 老人控除対象配偶者は最高480,000円
		配 偶 者 特 別 控 除 額（注）	最高380,000円
3	障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の控除額の計算		270,000円×（一般の障害者の数と寡婦又は勤労学生に該当するごとに1として計算した数との合計数）+400,000円×（特別障害者の数）+750,000円×（同居特別障害者の数）+350,000円（所得者本人がひとり親の場合に限ります。）
4	保険料控除額の計算	社 会 保 険 料 控 除 額	支払った保険料の全額
		小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 の 控 除 額	支払った掛金の全額
		生 命 保 険 料 の 控 除 額	最高120,000円
		地 震 保 険 料 の 控 除 額	最高50,000円

（注） 基礎控除額は基礎控除申告書を、配偶者控除額及び配偶者特別控除額は配偶者控除等申告書を、それぞれ参照してください。

(2) 課税給与所得金額の計算

1により求めた給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）から上記(1)の所得控除額を差し引いて、課税給与所得金額を計算します。

3 算出所得税額と年調年税額の計算

(1) 課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算

課税給与所得金額に対する算出所得税額の計算は、次の算式により行います。この場合、課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

$$\text{課税給与所得金額} \times \text{税率 (A)} - \text{控除額 (B)} = \text{算出所得税額}$$

課 税 給 与 所 得 金 額		税 率 (A)	控 除 額 (B)
	1,950,000円以下	5 %	—
1,950,000円超	3,300,000円 〃	10 %	97,500円
3,300,000円 〃	6,950,000円 〃	20 %	427,500円
6,950,000円 〃	9,000,000円 〃	23 %	636,000円
9,000,000円 〃	18,000,000円 〃	33 %	1,536,000円
18,000,000円 〃	18,050,000円 〃	40 %	2,796,000円

（注） 課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

(2) 年調所得税額の計算

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がない人については、上記(1)で求めた算出所得税額が年調所得税額となります。

また、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けられる人については、上記(1)で求めた算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を控除して年調所得税額を求めることとなりますが、上記(1)で求めた算出所得税額よりも（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の方が多く場合は、その控除額はその算出所得税額の範囲にとどめ、控除しきれない部分の金額は切り捨てます。

(3) 年調年税額の計算

上記(2)で求めた年調所得税額から年調減税額を控除した金額（控除しきれない場合は0円）に102.1%を乗じた金額が復興特別所得税を含む年調年税額（100円未満の端数切捨て）となります。

所得の種類・収入・必要経費の範囲等

所得者及び配偶者の合計所得金額を計算する場合の所得の種類・収入・必要経費等は、次のとおりです。

1 給与所得

- (1) 俸給、給料、賞与や賃金（パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含みます。）は、給与所得となります。
- (2) 給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額となります。
 なお、給与等の収入金額が161万9千円未満のときは、給与所得控除額は55万円（給与等の収入金額を限度とします。）となります。
 また、所得金額調整控除や特定支出控除の適用がある場合は、それらの控除額を控除する必要があります。

2 事業所得

- (1) 農業、林業、水産養殖業、製造業、卸売業、小売業や金融業などのサービス業のほか対価を得て継続的に行う事業による所得は、事業所得となります。
- (2) 事業所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (3) 必要経費になるものは、上記事業の収入を得るために必要な売上原価や販売費・一般管理費その他の費用です。
- (4) 家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人（家内労働者等）の事業所得及び雑所得の必要経費の額の合計額については、55万円（収入金額を限度とし、他に給与所得がある場合には、給与所得控除額を控除した残額とします。）まで認められる特例があります。

3 雑所得

- (1) 原稿料や印税、講演料、放送出演料、貸金の利子、生命保険契約等に基づく年金など他のいずれの所得にも該当しない所得や恩給（一時恩給を除きます。）、国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金等は、雑所得となります。
- (2) 雑所得の金額は、次のイとロを合計した金額となります。
 イ 公的年金等に係る雑所得…収入金額から公的年金等控除額を控除した残額
 公的年金等の収入金額に対する公的年金等控除額は次のとおりです。

① 65歳以上の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27万5,000円$	$(A) \times 25\% + 17万5,000円$	$(A) \times 25\% + 7万5,000円$
410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68万5,000円$	$(A) \times 15\% + 58万5,000円$	$(A) \times 15\% + 48万5,000円$
770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145万5,000円$	$(A) \times 5\% + 135万5,000円$	$(A) \times 5\% + 125万5,000円$
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

② 65歳未満の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超 410万円以下	$(A) \times 25\% + 27万5,000円$	$(A) \times 25\% + 17万5,000円$	$(A) \times 25\% + 7万5,000円$
410万円超 770万円以下	$(A) \times 15\% + 68万5,000円$	$(A) \times 15\% + 58万5,000円$	$(A) \times 15\% + 48万5,000円$
770万円超 1,000万円以下	$(A) \times 5\% + 145万5,000円$	$(A) \times 5\% + 135万5,000円$	$(A) \times 5\% + 125万5,000円$
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

(注) 年齢65歳以上の人は、昭和35年1月1日以前に生まれた人をいいます。

ロ 公的年金等以外の雑所得…総収入金額から必要経費を控除した金額

- (3) 家内労働者等の必要経費の特例については、2の事業所得の(4)と同様です。

4 配当所得

- (1) 株主や出資者が法人から受ける剰余金や、利益の配当、剰余金の分配、投資法人からの金銭の分配、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外のもの）及び特定受益証券発行信託の収益の分配などに係る所得は、配当所得となります。
- (2) 配当所得の金額は、収入金額からその元本を取得するために要した負債の利子（株式等の取得のために借り入れた負債の利子のうち、その株式等の譲渡所得等に係るものを除きます。）を控除した後の金額となります。
- (3) 配当所得のうち、次のものについては収入金額に含まれません。
 - イ 源泉分離課税とされる私募公社債等運用投資信託及び特定目的信託（社債的受益権に限ります。）の収益の分配
 - ロ 確定申告をしないことを選択した①上場株式等の配当等（特定株式投資信託の収益の分配を含みます。）、②公募証券投資信託の収益の分配（特定株式投資信託及び公社債投資信託を除きます。）、③特定投資法人の投資口の配当等、④公募投資信託の収益の分配（証券投資信託、特定株式投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）、⑤公募特定受益証券発行信託の収益の分配、⑥特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当（公募のものに限ります。）及び⑦これら以外の配当等で1銘柄について1回の金額が10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の配当等

5 不動産所得

- (1) 不動産の貸付けに際して受け取る権利金や頭金、更新料、名義書換料も不動産所得になります。しかし、借地権などの設定により一時に受ける権利金や頭金などについては譲渡所得や事業所得になるものがあります。
- (2) 不動産所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (3) 必要経費になるものは、貸し付けた不動産についての修繕費、損害保険料、租税公課、減価償却費や借入金利子などです。

6 退職所得

- (1) 退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与などの所得のほか、社会保険制度等に基づく一時金などで退職所得となるものもあります。
- (2) 退職所得の金額は、令和6年中に支払を受ける退職手当等の区分に応じて、次のとおり計算します。

〈退職所得の金額〉

退職手当等の区分	退職所得の金額
一般退職手当等の場合	$(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$
短期退職手当等の場合	① 短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額 \leq 300万円の場合 $(\text{短期退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$
	② 短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額 $>$ 300万円の場合 $150\text{万円} + \{\text{短期退職手当等の収入金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})\}$
特定役員退職手当等の場合	特定役員退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額

- (注) 1 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、短期退職手当等及び特定役員退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
- 2 短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合には、その期間も含めて計算します。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
- 3 特定役員退職手当等とは、役員等として勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

〈退職所得控除額〉

勤続年数（A）	退職所得控除額
20年以下	$40\text{万円} \times (A)$ （80万円に満たない場合には、80万円）
20年超	$800\text{万円} + 70\text{万円} \times ((A) - 20)$

(注) 障害者になったことに直接基因して退職した場合の退職所得控除額は、上記により計算した金額に100万円を加算します。

※ 令和6年中に一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち2以上の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算方法については、国税庁ホームページに掲載している『短期退職手当等Q&A』[Q6]をご確認ください。https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0021009-037_01.pdf

7 1～6以外の所得

その他の所得には、次のようなものがあります。

- ・ 譲渡所得…土地、建物、機械、ゴルフ会員権、金地金、書画、骨とうなどの資産の譲渡による所得
- ・ 山林所得…山林（所有期間5年超）の伐採又は譲渡による所得
- ・ 一時所得…賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪の払戻金（営利を目的とする継続的行為から生じたものを除きます。）、生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、遺失物拾得の報労金などによる所得
- ・ 総合課税又は申告分離課税の対象となる利子所得
（注） 源泉分離課税の対象となる利子等は、収入金額に含まれません。
また、申告分離課税の対象となる特定公社債等に係る利子等のうち、確定申告をしないことを選択した利子等は、収入金額に含まれません。
- ・ 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得
（注） 確定申告をしないことを選択した配当等は、収入金額に含まれません。
- ・ 申告分離課税の適用を受けた一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等
（注） 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で、確定申告をしないことを選択した所得等は、収入金額に含まれません。
- ・ 先物取引に係る雑所得等

令和6年分 年末調整チェック表

このチェック表では、年末調整事務について、誤りやすい事項などをまとめていますので、年末調整事務に取り掛かる前、あるいは、年末調整事務を終えられた後の再確認などにご使用ください。

区分	チェック項目	区分	チェック項目								
扶養控除等	<input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書を提出できる人で、提出漏れとなっている人はいませんか。	社会保険料控除 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除	<input type="checkbox"/> 申告された保険料は、社会保険料控除の対象となるものですか。								
	<input type="checkbox"/> 本年中に控除対象扶養親族等に異動があった人について、扶養控除等異動申告書が提出されていますか。		<input type="checkbox"/> 所得者本人又は所得者と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料で所得者本人が支払ったものですか。								
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、障害者控除の対象となる同一生計配偶者の合計所得金額は48万円以下となっていますか。		<input type="checkbox"/> 国民年金の保険料又は国民年金基金の掛金について、支払ったことが分かる証明書類がありますか。								
	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族、老人扶養親族等の判定は正しく行われていますか。		<input type="checkbox"/> 住宅の取得等をした人と申告者(所得者本人)が同一人ですか。								
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族の年齢は16歳以上(平成21年1月1日以前生)となっていますか。		<input type="checkbox"/> 居住の用に供した後、本年12月31日まで引き続き居住していますか。								
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、障害者控除の対象となる同一生計配偶者が所得者本人と別居している場合、その所得者が控除対象扶養親族等に常に生活費等の送金を行うなど、生計を一にする事実がありますか。		<input type="checkbox"/> 借入れ等をしている者と申告者(所得者本人)が同一人ですか。								
	<input type="checkbox"/> 寡婦、ひとり親の判定は正しく行われていますか。		<input type="checkbox"/> 控除額の計算は正しく行われていますか。								
	<input type="checkbox"/> 控除対象者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」(その者が一定の要件に該当する場合には、「親族関係書類」に加えて、「留学ビザ等書類」)及び「送金関係書類」(その者が一定の要件に該当する場合には「38万円送金書類」)の提出又は提示を受けましたか。		<input type="checkbox"/> (特定増改築等)住宅借入金等特別控除は、算出所得税額の金額を限度としていますか。								
配偶者(特別)控除	<input type="checkbox"/> 所得者本人の合計所得金額は、1,000万円以下ですか。	所得税の定額減税	<input type="checkbox"/> (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合、給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に当該控除額を記入しましたか。								
	<input type="checkbox"/> 配偶者の合計所得金額だけでなく、所得者の合計所得金額に応じて配偶者控除額、配偶者特別控除額の計算が正しく行われていますか。		<input type="checkbox"/> 定額減税の計算は正しく行われていますか。 【年調減税額】本人分*(30,000円)+同一生計配偶者*及び扶養親族分*(1人につき30,000円) ※いずれも居住者に限ります。								
生命保険料控除	<input type="checkbox"/> 配偶者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の提出又は提示を受けましたか(扶養控除等申告書を提出する際に、「親族関係書類」を提出又は提示している場合は、「親族関係書類」の提出又は提示は不要です)。	給与所得の源泉徴収票の「(摘要)」欄に次の事項を記入しましたか。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記入事項</th> <th>記入する内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円</td> <td>実際に控除した年調減税額</td> </tr> <tr> <td>控除外額 ×××円</td> <td>年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額(ない場合は「0円」)</td> </tr> <tr> <td>非控除対象配偶者減税有</td> <td>合計所得金額が1,000万円を超える従業員について、その従業員の同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合に記入</td> </tr> </tbody> </table>	記入事項	記入する内容	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円	実際に控除した年調減税額	控除外額 ×××円	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額(ない場合は「0円」)	非控除対象配偶者減税有	合計所得金額が1,000万円を超える従業員について、その従業員の同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合に記入
	記入事項			記入する内容							
	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円			実際に控除した年調減税額							
控除外額 ×××円	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額(ない場合は「0円」)										
非控除対象配偶者減税有	合計所得金額が1,000万円を超える従業員について、その従業員の同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合に記入										
<input type="checkbox"/> 申告された保険料は、所得者本人が支払ったものですか。	<input type="checkbox"/> 臨時に支給した給与、現物給与(経済的利益)、認定賞与等について集計の対象としていますか。										
<input type="checkbox"/> 分配を受けた剰余金や割戻しを受けた割戻金は、支払った保険料の額から差し引かれていますか。	<input type="checkbox"/> 未払の給与や賞与であっても、本年中に支払の確定したもののについて集計の対象としていますか。										
地震保険料控除	<input type="checkbox"/> 新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料の区分を適正にし、控除額の計算が正しくされていますか。	集計関係	<input type="checkbox"/> 前年中に支払の確定した給与で未払となっていたものを本年に支払った場合には、その給与は集計から除いていますか。								
	<input type="checkbox"/> 保険料を支払ったことが分かる証明書類がありますか。 ・旧生命保険料…一契約の支払保険料が9,000円超のもの ・旧生命保険料以外のもの…全ての支払保険料		<input type="checkbox"/> 所得金額調整控除額の計算は正しく行われていますか。								
	<input type="checkbox"/> 所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋やこれらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としていますか。		<input type="checkbox"/> 課税給与と所得金額は、1,000円未満を切り捨てたものとなっていますか。								
納付	<input type="checkbox"/> 地震保険料と旧長期損害保険料の区分が正しくされていますか。	税額計算関係	<input type="checkbox"/> 年調年税額は、復興特別所得税を含めて算出し、100円未満を切り捨てたものとなっていますか。								
	<input type="checkbox"/> 保険料を支払ったことが分かる証明書類がありますか。		<input type="checkbox"/> 納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書(納付書)を作成しましたか。								

「年末調整がよくわかるページ」のご案内

国税庁ホームページに「[年末調整がよくわかるページ](#)」を掲載しています。

年末調整に当たった際の注意事項などを従業員の方へ周知する際にご使用いただける文例や各申告書の記載例などを掲載しています(周知用文例・記載例など)で、是非ご活用ください。

(よくわかるページ)



(周知用文例・記載例など)



年末調整でお困りのときは “ふたば”にご相談ください!

年末調整に関するご相談は、国税庁ホームページからチャットボット「ふたば」にご相談ください。年末調整の各種申告書の書き方や添付書類に関することなどについて、AIが自動で回答します。

※ 公開期間は令和6年10月頃から令和7年1月下旬までの予定です。

(チャットボット)



税務職員ふたば

令和6年分 年末調整Q & A

この「令和6年分 年末調整Q & A」は、年末調整について、税務署等に比較的多く寄せられる質問や誤りやすい事項について問答形式で解説しています。

【問1】 当社の営業課長Aは、本年10月31日に定年退職する予定になっていますが、就職先が決まっていないことから、当分の間、雇用保険の失業等給付を受ける予定です。

Aの再就職が決まっていないことから、当社としては、Aの在職中の給与について年末調整を行いたいと思いますが、差し支えありませんか。

【答】 年の中途で退職した人については、一定の場合を除き、年末調整の対象とはなりません。

なお、年の中途で退職した人のうち年末調整の対象となるのは、①死亡により退職した人、②著しい心身障害のために退職した人で、その退職の時期から本年中に再就職が不可能と認められ、かつ、退職後本年中に給与の支払を受けないこととなっている人、③12月に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人、④いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる人を除きます。）です。

Aさんについては、上記①から④までのいずれにも該当しませんので、Aさんの在職中の給与について年末調整を行うことはできません。

(注) 失業等給付は非課税とされています。

【問2】 当社の給与規程では、毎月1日から末日までの勤務実績を基に、翌月10日に給与を支給することになっています。したがって、12月中の勤務実績に基づく給与は翌年の1月10日に支給することになります。このような場合、年末調整の対象となる給与の総額には、翌年1月10日に支給する金額を含めるのでしょうか。

【答】 年末調整は、本年中に支払の確定した給与、すなわち給与の支払を受ける人からみれば収入の確定した給与の総額について行います。この場合の収入の確定する日（収入すべき時期）は、契約又は慣習により支給日が定められている給与についてはその支給日、支給日が定められていない給与についてはその支給を受けた日をいいます。

ご質問の場合、給与規程により支給日が定められていますので、翌年1月10日に支給する給与は、同日が収入の確定する日となり、本年の年末調整の対象とはなりません。

【問3】 当社の従業員Aは、国内で離れて暮らす両親を控除対象扶養親族として「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載しています。別居している親族を控除対象扶養親族としてもよいのでしょうか。

【答】 別居している親族であっても所得者本人の扶養控除の対象とすることは可能ですが、その場合、別居している親族に対して常に生活費、療養費等の送金が行われているなど、所得者本人と生計を一にしている必要があります。

(注) 扶養控除の計算を正しく行うため、銀行振込や現金書留により送金している事実を振込票や書留の写しなどの提示を受けて確認することをお勧めします。

なお、国外に居住する親族について扶養控除等の適用を受けるためには、当該親族に関する「親族関係書類」（その親族が年齢30歳以上70歳未満の人で、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人である場合には、「親族関係書類」に加えて、「留学ビザ等書類」）及び「送金関係書類」（その親族が年齢30歳以上70歳未満の人で、所得者から本年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている場合には「38万円送金書類」）が必要となります。

【問4】 従業員Aから質問があったのですが、Aが扶養している母親の収入の内訳が、パート収入70万円、遺族年金80万円である場合、扶養親族の判定上、この遺族年金はどのように取り扱われるのでしょうか。

【答】 扶養親族や控除対象配偶者などに該当するかどうかを判定する場合の合計所得金額には、所得税法やその他の法令の規定によって非課税とされる所得は含まれないことになっています。

したがって、非課税所得である遺族年金を含めないところで扶養親族の判定をすることになりますから、Aさんの母親の場合はパート収入の70万円だけを基に判定することとなり、給与所得控除額55万円を控除した後の合計所得金額は15万円となりますので、扶養親族に該当することになります。

〔問5〕 当社では、本年中に、アルバイトAに対して120万円の給与を支給しました。年末調整に当たって、Aから「私は大学生で、今年はこのアルバイト収入以外に収入がないため、『勤労学生控除』を受けることができるのではないか。」との問合せがありました。勤労学生控除とは、どのようなものなのでしょうか。

〔答〕 勤労による所得を有する一定の学生又は生徒等のうち、合計所得金額が75万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下）で、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下の人（以下「勤労学生」といいます。）は、「勤労学生控除」（控除額27万円）を受けることができます。

Aさんは、アルバイト収入しかなく、給与の収入金額が120万円ということですから、勤労学生控除を受けることができます。この場合には、Aさんから、勤労学生に該当する旨等を記載（一定の専修学校等の生徒等の場合は証明書類を添付）した扶養控除等（異動）申告書の提出を受けることが必要ですので、注意してください。

〔問6〕 給与の支払者に「所得金額調整控除申告書」を提出する日において、本年の給与の収入金額が850万円を超えるかどうかは明らかではありません。給与の収入金額が850万円を超える場合は所得金額調整控除の適用を受けたいのですが、この場合、「所得金額調整控除申告書」の提出はどのようにすればよいのでしょうか。

〔答〕 「所得金額調整控除申告書」は、所得金額調整控除の適用を受けようとする旨等を記載するものであるため、給与の収入金額が850万円を超えるかどうかは明らかではない場合であっても、所得金額調整控除の適用を受けようとするときは、「所得金額調整控除申告書」に必要事項を記載し、給与の支払者に提出してください。

なお、その年の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円を超えなかった場合は、「所得金額調整控除申告書」の提出をしたとしても、年末調整において所得金額調整控除が適用されることはありません。

〔問7〕 いわゆる共働きの世帯で、扶養親族に該当する20歳の子がいる場合、扶養控除の適用については夫婦のいずれかで受けることとなりますが、所得金額調整控除の適用についても夫婦のいずれかで受けることとなるのでしょうか。

〔答〕 同じ世帯に所得者が2人以上いる場合、これらの人の扶養親族に該当する人については、これらの人のうちいずれか1人の者の扶養親族にのみ該当するものとみなされるため、いわゆる共働きの世帯の場合、1人の扶養親族に係る扶養控除の適用については、夫婦のいずれかで受けることとなります。

他方、所得金額調整控除の適用については、扶養控除と異なり、いずれか1人の扶養親族にのみ該当するものとみなされませんので、これらの人はいずれも扶養親族を有することとなります。そのため、いわゆる共働きの世帯で、扶養親族に該当する年齢23歳未満の子がいる場合、夫婦の双方で所得金額調整控除の適用を受けることができます。

〔問8〕 親族等が契約者となっている生命保険契約等の保険料又は掛金について、生命保険料控除の対象とすることができますか。

〔答〕 控除の対象となる生命保険料は、給与の支払を受けている人自身が締結した生命保険契約等の保険料又は掛金だけに限らず、給与の支払を受ける人以外の方が締結したものの保険料又は掛金であっても、給与の支払を受ける人がその生命保険料を支払ったことが明らかであれば、控除の対象とすることができます。

例えば、妻や子が契約者となっている生命保険契約等であっても、その妻や子に所得がなく、給与の支払を受ける夫がその保険料又は掛金を支払っている場合には、その保険料又は掛金は夫の生命保険料控除の対象となります。ただし、この場合にも、その生命保険契約等の保険金の受取人の全てが給与の支払を受ける人又はその配偶者その他の親族（個人年金保険契約等である場合は、年金の受取

人の全てが給与の支払を受ける人又はその配偶者)でなければなりません。

(注) 保険料を負担していない人が、満期や解約又は被保険者の死亡により、その生命保険金を受け取った場合、贈与税や相続税の対象となります。

【問9】 従業員が、生計を一にする親の後期高齢者医療制度の保険料を口座振替により支払った場合、年末調整で、その保険料を社会保険料控除の対象とすることができますか。

【答】 従業員が口座振替により支払った、生計を一にする親の負担すべき後期高齢者医療制度の保険料については、保険料を支払った従業員に社会保険料控除が適用されます。

なお、年金から特別徴収された保険料については、その保険料を支払った者は年金の受給者自身であるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。

【問10】 当社では、12月分の給与を12月20日に支給し、その際に年末調整を終えました。その後、12月25日に従業員Aから、Aの父親が控除対象扶養親族に該当することになった旨の申し出がありました。この場合、Aは扶養控除を本年分の所得税について受けることができますのでしょうか。

【答】 控除対象扶養親族に該当するかどうかは、その年の12月31日の現況で判定することになりますので、ご質問の場合には、Aさんは本年分の所得税についてAさんの父親に係る扶養控除の適用を受けることができます。

ご質問の場合、年末調整が終わっているとのことですが、Aさんから「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を提出してもらえば、翌年1月の「給与所得の源泉徴収票」を交付する時まで年末調整の再計算を行うことができます。

(注) Aさんの合計所得金額が1,805万円以下で、Aさんの父親が居住者である場合は、Aさんの年調減税額の計算にも含めることになります。

なお、年末調整の再計算によらず、Aさんが確定申告によって、その減少することとなる税額の還付を受けることもできます。

【問11】 年末調整を終えた後に、従業員Aから12月31日に子が生まれたとの申出がありました。この生まれた子については、扶養控除の対象にはならないと聞きましたが、Aの給与の収入金額が850万円を超える場合、所得金額調整控除の要件の対象とし、年末調整をやり直してもよいのでしょうか。

【答】 年齢16歳未満の扶養親族は扶養控除の対象とはなりませんが、所得金額調整控除においては、年齢23歳未満の扶養親族を有することが要件の一つとされているため、年末に子が生まれた場合、この要件を満たすこととなります。

年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合、年齢23歳未満の扶養親族を有するかどうかなどの判定は、「所得金額調整控除申告書」を提出する日の現況により判定することとなりますが、年末調整後、その年の12月31日までの間に従業員等に子が生まれ、所得金額調整控除の適用要件を満たし年末調整による年税額が減少することとなる場合、その年分の源泉徴収票を給与の支払者が作成するまでに、その異動があったことについてAさんからその異動に関する申出があったときは、翌年1月の「給与所得の源泉徴収票」を交付する時まで年末調整の再計算を行うことができます。この場合においても「所得金額調整控除申告書」の提出は必要ですので、ご注意ください。

(注) Aさんの合計所得金額が1,805万円以下で、Aさんの子が居住者である場合は、Aさんから「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を提出してもらえば、Aさんの年調減税額の計算にも含めることになります。

なお、年末調整の再計算によらず、Aさんが確定申告によって、その減少することとなる税額の還付を受けることもできます。

【問12】 年末調整時に従業員から提出された「給与所得者の基礎控除申告書」に記載された給与所得の収入金額よりも、本年中にその従業員に支払った給与等の金額の方が多かったため、その従業員に記載内容の再確認を依頼したところ、その給与所得の収入金額や「給与所得者の配偶者控除等申告書」の「配偶者控除の額(配偶者特別控除の額)」欄の金額に誤りがあることが判明しました。どのように処理すればよいのでしょうか。

〔答〕 従業員から提出された「給与所得者の基礎控除申告書」に記載された給与所得の収入金額などに誤りがある場合、給与等の支払者は、その従業員の方に「給与所得者の基礎控除申告書」や「給与所得者の配偶者控除等申告書」の記載内容の訂正を依頼するなどして、適正な基礎控除額及び配偶者控除額又は配偶者特別控除額により、年末調整を行ってください。

〔問13〕 年末調整による超過額が多かったので1月に納付する税額はありますか。この場合、所得税徴収高計算書（納付書）は税務署に提出しなくてよいでしょうか。

〔答〕 たとえ1月に納付する税額がなくても、所得税徴収高計算書（納付書）は、所要事項を記入して1月10日（納期の特例の承認を受けている場合は1月20日、また、それらの日が日曜日、祝日などの休日に当たる場合や土曜日に当たる場合にはそれらの休日明けの日）までに税務署に提出してください。

なお、納付税額がない所得税徴収高計算書（納付書）は金融機関で取り扱いませんので、所轄の税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出するようお願いいたします。

（注）税務署では、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしており、納付税額がない所得税徴収高計算書（納付書）の写しについても同様の取扱いとなります。

詳細は、国税庁ホームページ（[令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて](#)）をご覧ください。



e-Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

国税電子申告・納税システム（e-Tax）による納付手続は次のとおりです。

ご利用開始までの流れ（e-Taxソフト（WEB版）を利用する場合）

※ e-Taxソフト（WEB版）はWebブラウザ上で納付手続を利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして納付手続を利用することも可能です。

1 e-Taxソフト（WEB版）の準備をします。

e-Taxソフト（WEB版）をご利用になる際に、事前準備セットアップが必要な場合があります。事前準備セットアップについては、e-Tax ホームページ「e-Taxソフト（WEB版）のご利用に当たって【パソコン】」をご確認ください。



2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出（送信）が必要です。e-Taxソフト（WEB版）を利用して開始届出書の提出（送信）を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト（WEB版）の操作方法については、e-Taxホームページ（e-Taxソフト（WEB版）ご利用ガイド）をご覧ください。



3 税務署又は金融機関等に対し納付のための手続（準備）を行います。

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm)をご覧ください。



「源泉所得税の納税手続」

① ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）を利用する場合

ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署へ提出します。

個人事業者の方は e-Tax からダイレクト納付利用届出書を提出（送信）することができ、金融機関届出印や電子証明書が不要となります。

書面でダイレクト納付利用届出書を提出していただいてから利用可能となるまでに1か月程度かかりますが、e-Taxでの提出（送信）の場合は、1週間程度でご利用できます。

ダイレクト納付利用届出書の記載方法や、ご利用可能な金融機関等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「ダイレクト納付」でご確認ください。

令和6年4月1日以降、e-Taxの徴収高計算書データを送信する画面において「自動ダイレクトを利用する」旨の項目が表示され、チェックを入れて送信すると、徴収高計算書データの送信と併せてダイレクト納付の手続が可能となりました。

※ 法定納期限当日に電子申告を行った場合はその翌取引日に口座引落しされます。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

金融機関とインターネットバンキングの契約をします。利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」（ペイジー）が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

③ クレジットカード納付を利用する場合

利用可能なクレジットカードをご準備ください（利用可能なクレジットカード等の詳細については、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」の「クレジットカード納付」でご確認ください。）。

※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）。

④ スマホアプリ納付を利用する場合

スマートフォンをご準備ください。

※1 納付できる金額は30万円以下となります。

※2 事前にPay払い（〇〇ペイ）へのアカウント登録及び残高のチャージが必要です。

これで納付のための手続（準備）は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。

スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト（WEB版）を利用することにより、源泉所得税を納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）、e-Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

☆☆ e-Tax を利用した納付のしかた（源泉所得税）☆☆

国税電子申告、納税システム（e-Tax）の利用のための事前準備（前ページをご覧ください。）の後、ダイレクト納付などによる納付が可能となります。

e-Taxソフト（WEB版）を利用した源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおりです。

1. 徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト（WEB版）にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

※ 納付すべき税額がない場合（納付税額0円）の徴収高計算書データについても送信することができます。

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書（納付書）が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「1 送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。
 次回の年末調整関係書類送付時から納付書の送付（郵送）を省略いたします。

区分	令和7年7月1日～7月6日	令和7年7月7日～7月12日	令和7年7月13日～7月18日	令和7年7月19日～7月25日	令和7年7月26日～7月31日	納税額の区分
経費・給料等 (01)	令和 7 1 25 ~ 6 25	12	3,240,000			令和 7 1
口振付控除の 基金 (06)	~					令和 7 6
退職手当等 の控除 (07)	~					令和 7 6
役員等 の控除 (08)	~					令和 7 6
役員等 の控除 (09)	~					令和 7 6
以上の支払 確定年月日						
納税額						
納税額区分						
合計額						83,400

2. 納付方法の選択

データを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

① ダイレクト納付を利用する場合

納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

画面の「インターネットバンキング」ボタンをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。

③ クレジットカード納付を利用する場合

画面の「クレジットカード納付」ボタンをクリックし、「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスします。

④ スマホアプリ納付を利用する場合

画面の「スマホアプリ納付」ボタンをクリックし、「国税スマートフォン決済専用サイト」（スマートフォン専用）へアクセスします。

受信通知（納付区分番号通知）

通知内容
 送信されたデータを受け付けました。
 なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

※ 納付手続の進捗にご確認ください。

選択された納付手続が完了しないまま、本画面または別ウィンドウ（外部サイト）において、別途、納付手続をされた場合、二重に納付されるおそれがありますのでご注意ください。

利用者識別番号	2631042922100090
氏名又は名称	株式会社国税局
代表者氏名	国税本部
受付番号	20250710120357171511
受付日時	2025/07/10 12:03:57

ダイレクト納付

届出をした預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。

①

電子納税

「ATMやインターネットバンキング、モバイルバンキング」をご利用の際に以下のとおり入力してください。
 （控えを取るか、印刷されることをお勧めします。）

収納機関番号 00200

納付金額 83,400 円

インターネットバンキングにより電子納税を行う方は、「インターネットバンキング」ボタンを押してください。

②

クレジットカード納付

クレジットカードにより納付を行う方は「クレジットカード納付」ボタンを押して、「国税クレジットカードお支払サイト」で納付手続を行ってください。
 なお、「国税クレジットカードお支払サイト」は、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のクレジットカード納付専用の外部サイトです。

納付先	税関税務署
納付金額	83,400 円

③

スマホアプリ納付

スマホアプリ納付を行う方は、「スマホアプリ納付」ボタンを押して、「国税スマートフォン決済専用サイト」で納付手続を行ってください。
 なお、「国税スマートフォン決済専用サイト」は、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のスマホアプリ納付専用の外部サイトです。

納付先	税関税務署
納付金額	83,400 円

④

3. 納付

① ダイレクト納付を利用する場合

納付日を指定して納付する場合は、振替を行う預貯金口座を選択し、納付日を指定した後、画面の「納付」をクリックすると、選択した預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。

「自動ダイレクト」を利用する場合は、「1. 徴収高計算書データの作成・送信」時にチェックボックスにチェックを入れてください。

② インターネットバンキングで納付を行う場合

インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されますので、内容を確認し納付手続を行います。

③ クレジットカード納付を利用する場合

「国税クレジットカードお支払サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容（納付金額等）を確認し納付手続を行います。

④ スマホアプリ納付を利用する場合

「国税スマートフォン決済専用サイト」が表示されますので、注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容（納付金額等）を確認し納付手続を行います。

※ 1 納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならぬことがありますのでご注意ください。

2 ダイレクト納付の場合、納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

3 クレジットカード納付の場合、納付手続完了後、「クレジットカード納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。

4 スマホアプリ納付の場合、納付手続完了後、「スマホアプリ納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

